【KSKQ】 2019年7月号 No.202

あいえるらくがき帳

てんしばでアピール活動！

もくじ

○まいど博士の知っておきたい医療制度 2-3P
○ウィルとともに～５年目を迎えて…①～ 4P
○ピザパーティー～初めてのこころみ～ 5-6P
○強制不妊手術裁判、傍聴中 7P
○相模原事件から３年　アピール活動継続中 8P
○ヘルパーさんに聞いた外出サービス時のエピソード 9P
○ほんわか～世話人奮闘記～ 12P
○あいえる入居者インタビュー 13P

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行

あいえる協会のホームページ

http://aiel.or.jp/

あいえる協会	検索

こちらの QR コードからも
アクセスできます

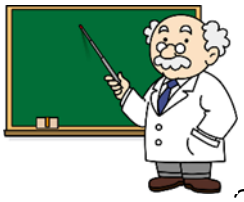

まいど博士の知っておきたい医療制度

～医療費助成費の自動償還が始まりました～

まいこさん

まいど博士、医療費助成制度は平成30年4月にかわって、上限額を超えた医療費は毎月償還事務センターで払い戻し申請してましたよね？

そうじゃ、まいこさん。それが平成３１年４月診療分から、一度手続きすればその後は手続きなしに自動で払い戻しができるようになったんじゃ。

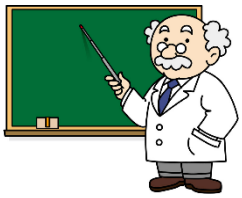

～自動償還を開始するには？～

府外で受診や限度額を超えた場合などの医療費の払い戻し申請があるときに使用する「大阪市医療助成費支給申請書」に必要事項を記入し押印し提出することで、自動償還の対象となります。

《必要なもの》

- 大阪市医療費助成費支給申請書(自動償還についての記載があるもの)
- 病院、薬局の領収書原本
- 預金通帳の写しなど、振り込み先が確認できるもの。

◎次の場合は自動償還の対象となりませんのでご注意ください

大阪府以外の医療機関を受診したとき。

- 医療証の申請中に医療証を使わずに受診して自己負担で支払っているとき。
- 急病や旅行先で医療証を使わず受診したとき。
- 治療上に必要な補装具、治療用メガネの費用を払ったときの補装具やメガネ代。
- 医療機関からのレセプト請求の遅れや請求等の誤りがあった場合。

⇒これらの場合は償還事務センターへ払い戻し申請をしてください。

書類の送付先・問い合わせ先
大阪市医療費助成費償還事務センター
住所：〒530-0035　大阪市北区同心1－5－27　大阪市北区北総合福祉センター3階
電話番号：06-6351-8200　　ファックス：06-6351-8220

大阪市医療助成費支給申請書（平成 31 年 4 月分）

（提出先）大阪市長

次のとおり療養に要した費用の支給を明細書・領収書を添えて申請します。また支給の決定に際し、医療機関・保険者・他の公費制度を所管する公的機関に必要な公簿を照会・閲覧されることに同意します。また、本申請が受け付けられた月以降は、限度額超過分について、大阪市医療助成費支給申請書による払い戻しの手続きなく、自動的に支給額を算出・口座振替されること（自動償還）に同意します。

※以下、太線の枠内のみ楷書で丁寧にご記入ください。

申請者　（こども医療費助成の場合、独立しているこども以外は生計中心者である保護者が申請者になります。）

住所	〒	5	3	0	ー	8	2	0	1	申請日	平成　年　月　日			
	大阪市	北	区	中之島１－３－２０										
(ﾌﾘｶﾞﾅ)														
氏　名	大阪　太郎	印												

必ず鮮明に押印してください。(朱肉を使うもの)
※スタンプ印・ゴム印負荷

※受給者が未成年者の場合には親権者又は未成年後見人、被成年後見人の場合には成年後見人による申請もできます。（例：大阪太郎　親権者　大阪花子）
※申請者が成年後見人の場合は、登記事項証明書等の書類（コピー）を添付してください。

受診者

(ﾌﾘｶﾞﾅ)	オオサカ　タロウ	医療証	公費負担者番号	8	0	2	7	4	0	1	5
氏　名	大阪　太郎										
生年月日	明・大・昭・平・ 30 年 1 月 29 日		受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	
医療機関名	○○病院　領収書枚数（ 1 ）枚	申請理由（該当するものを選択☑してください。）									
				医療費の全額（１０割）を負担したため							
				医療証の申請期間中のため							
				大阪府外で受診のため							
申請金額（保険適用分）	※保険適用金額－医療助成の自己負担額を記入			その他（急病等）							
	5,000 円		✓	同一診療月に支払った一部自己負担額の合計が限度額を超えたため							
				入院時の食事代							

上記の医療助成費の支給決定額を下記の口座に口座振替されるよう依頼します。

口座振替依頼欄	大阪	銀行 / 信用金庫 / 信用組合	中之島	支店	口座番号（右詰めで記入してください。）			1	2	3	4	5		
					口座番号（ゆうちょ銀行の方はこちらへ右詰めで記入してください。）									
	種目（該当するものを選択☑してください。）				口座名義(カナ)　※姓と名の間はスペースを空けてください。									
	✔ 普通預金	当座預金	貯蓄預金		オ	オ	サ	カ		タ	ロ	ウ		

※申請者と口座名義(カナ)は同一人となるようにご記入ください。なお、成年後見人による申請の場合は、被成年後見人…ください。

自動償還を希望されない場合は☑いれてください。

自動償還の有無

自動償還に同意されない場合は、右欄に☑してください。
※同意される場合は、記載する必要はありません。　　自動償還に同意しません ☐

大阪市処理欄（以下記入不要）　　受付番号

金額内訳	保険者決定額（イ）	控除額（ロ）				一部自己負担額（ハ）	差引支給決定額（イ）－（ロ）－（ハ）＋（ニ）	食事（単価×回数）（ニ）
		保険者負担額	附加給付金	高額療養費	その他			
	円	円	円	円	円	円	円	× ＝

審査欄	受付印欄	領収書確認欄	支給区分決定欄	システム入力確認欄	備考欄
		☐ 領収書確認	☐ 支給	☐ 入力確認	
		記入内容確認欄		帳票出力確認欄	
		☐ 記入内容確認	☐ 不支給	☐ 帳票出力確認	

平成３１年３月作成

ウィルとともに　～5年目を迎えて…①～

ウィルは、２０１４年に設立し、５月で５周年を迎えました。
５周年ということで通所者の皆さんと過ごす時間を思い出す意味も込めて、これまでウィルの活動として大切にしてきたことをお伝えしたいと思います。

ウィルのある住吉区清水丘は、近くに阪堺電車あびこ道駅、そこに商店街２つの間に挟まれた所にあり、どことなく下町の雰囲気が残っています。
まず、そこで必要だなと思ったことは、「つながり」だと感じました。
ここでいう「つながり」とは、ウィルと地域、障害当事者と地域、人と場所がつながることが出来ればなぁと感じていました。
その中で生まれた活動があります。それは、①缶、ペットボトルの作業、②地域清掃、③交流スペースを設けることでした。①の作業は、分別、洗い、缶はつぶし、ペットボトルはラベルをはがしつぶすという流れで行います。当初、缶やペットボトルは近隣の店舗にお願いするなどして量を得ていました。現在は事業所にある回収BOXに毎日皆さんから届けられるもので活動が出来るようになりました。②の地域清掃は、定期的に周辺の清掃を行っています。回数を重ねると、「いつもありがとう！」「がんばってや」とエールをいただいて現在も継続しています。③の交流スペースは、ウィルを開放して、カフェスペースを作り、月１回地域の皆さんをお招きしています。

そのほかにも、地域で行う防災訓練に参加したり、年１回行う夏祭りや、フリーマーケットを開催し多くの方が来所されたり、商店街からもお祭りの出店をお願いされることや、地域の会議場所としてウィルを使っていただくなど、地域の皆さんとの交流の広がりを実感します。
この活動は、「ウィルのこと、障害者のことを少しでも知って欲しい」それが「どんな人にも優しい社会の形になるのでは」という思いを持って今も行っています。５年がたち、日々活動できることに感謝の気持ちとこれからもますます「つながる」気持ちを忘れずにいたいと思います。

今回は大切にしていることとして活動をここで紹介しました。
次回は、みんなで活動が出来るように心がけている視点をお伝えしたいと思います。
＊ウィルの活動内容、イベント情報はあいえる協会ホームページにて詳しい内容がご覧いただくことが出来ます。あいえる協会で検索☆

～ピザパーティー～

～初めてのこころみ～

今回よりクッキングからパーティプログラムに呼び方を変え、それに伴い目的を改めて整理しました。

完ぺきを目指すのではなくてみんなで楽しむ！！

そのために一人一人役割分担を決めました。

（リーダー、タイムキーパー、味見係、写真係、レシピを読む係）

お昼からはグループごとにリーダーの声掛けのもと、みなさんそれぞれの役割を持ってピザ作り開始！！

ピザ生地は粉から作ったので、みなさん力一杯混ぜたり捏ねてくれました。なかなか生地が固まらず、悪戦苦闘。一生懸命捏ねているのを、周りのみんなで応援している場面もありました。

思い思いに、それぞれにピザの具材を乗せていきました。

パーティー形式になるようにテーブルを並べ、みんなで『いただきます！』
みなさんから、『和風ピザが一番美味しかった。』『またしたい。』とう感想がありました。。

好評だったので、これからも引き続きパーティ形式を続けていきます。
次回以降もお楽しみに！！！

強制不妊手術裁判、傍聴中

１９４８年に施行され、１９９６年まで存在した旧優生保護法によって、多くの障害者が同意無く不妊手術を受けさせられました。
現在、手術を受けさせられた障害者達が、国に対して謝罪と賠償を求め、各地で裁判が行われています。大阪ではこれまでに４回の公判が行われ、ピア・エンジンのスタッフも１回目から傍聴しています。

弁護団の一人によると、この裁判の勝敗は『国家賠償請求権の除斥期間』が大きく影響するだろうとの事でした。国家賠償請求は２０年が除斥期間となり、それよりも前に手術を受けさせられた原告は、賠償を求めることが出来ません。原告は「当時の障害者に国家賠償請求は困難であり、国は情報提供や他の救済制度を構築するべきだった」「重大な人権侵害に除斥期間を適用するべきなのか」「手術を受けさせられてからではなく、当時の厚労大臣が救済の必要性を認めた２００４年から２０年とするべき」と主張しています。５月２８日の仙台地裁の判決は、旧優生保護法を違憲と認めたものの、弁護団の予想通り、除斥期間を理由に賠償は認められませんでした。

一方で、４月に『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律』が成立し、３２０万円を受け取ることが出来るようになりました。大きな前進と言えますが、交通事故による生殖機能の喪失では慰謝料は１０００万円が相場と言われています。過失ではなく意図的に生殖機能を奪った強制不妊手術への金額としては、十分とは言えません。弁護団も、訴訟は継続するとコメントしています。

大阪での次回の公判は、秋頃に予定されています。ピア・エンジンは、今後の公判も積極的に傍聴し、国による重大な障害者差別がどのような顛末を迎えるのかを見守ると共に、裁判所に対して、多くの注目を集めている裁判なのだと示すための一助になりたいと思います。

文責：森嶋